

様式第 26 号の 2 (第 23 条の 3 関係)

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	佐野藤建設株式会社	代表者氏名	代表取締役 佐野 哲也
主たる営業所の所在地	富士宮市上条 1540-1		
許可番号	静岡県知事許可 (特-02) 第 6509 号	許可を受けて いる建設業の 種類	土木一式工事業、 建築一式工事業、 とび・土工工事業、 舗装工事業、解体工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 3 年 8 月 26 日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項本文 (同条第 1 項第 3 号該当)		

処分の内容

建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業のうち、公共工事に係るもの

※「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和 24 年建設省省令第 14 号）第 18 条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

2 停止を命じる期間

令和 3 年 9 月 10 日から令和 4 年 9 月 9 日までの 1 年間

処分の原因となった事実	刑法違反（贈賄罪）
佐野藤建設株式会社の元代表取締役は、林野庁関東森林管理局東京神奈川森林管理署が発注した林道改良工事に関し、元林野庁職員が工事請負代金の増額を約した謝礼として、元林野庁職員に現金を渡したことによる贈賄の疑いで逮捕され、懲役 1 年（執行猶予 3 年）の有罪判決を受け、その刑が確定した。このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当することから、同法第 28 条第 3 項に該当すると認められる。	
その他参考となる事項	代表取締役及び取締役に対して、令和 3 年 9 月 10 日から令和 4 年 9 月 9 日までの 1 年間、建設業法第 29 条の 4 に基づく営業禁止命令を行った。